

鳥取県和服裁縫業最低工賃

令和6年8月30日発効

委託者は、家内労働法第14条により、家内労働者に対し定められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

1 適用する家内労働者及び委託者の範囲

鳥取県内で、和服裁縫業に係る手縫いによる仕立ての業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚（帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額

品目	規格		金額
	生地	仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	26,400円
留めそで	絹	あわせ（比翼・グシ付き）	29,800円
訪問着	絹	あわせ	21,500円
付け下げ	絹	あわせ	18,400円
長着	絹	あわせ	16,500円
	ウール	ひとえ	9,900円
羽織	絹	あわせ	11,900円
7分コート又は雨コート	絹	あわせ又はひとえ	15,100円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	9,400円
	合成繊維	無双ひとえ	8,100円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,300円
		9寸しん入り	5,300円
袋帯	絹	しん入り	5,000円
ゆかた	綿	ひとえ	9,000円

● 最低工賃に関する詳細は、次のところへお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室

☎（0857）29-1705

鳥取労働基準監督署

☎（0857）24-3211

米子労働基準監督署

☎（0859）34-2231

倉吉労働基準監督署

☎（0858）22-6274

家内労働対策の概要



(R8.1)